

# 大学と教育委員会のパートナーシップ展望

西村 史子

## 1. 国立の教員養成系大学・学部の統廃合の動向

平成13年6月11日、当時の遠山敦子文部大臣は、「大学(国立大学)の構造改革の方針」(いわゆる「遠山プラン」)を発表し、「再編統合」、「法人化」、「競争原理の導入」(「トップ30構想」など)を打ち出した。それを受け同年11月22日に提出された「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書」の最終報告は、各都道府県の教員養成大学・学部を現在の半数以下に再編・統合するという各方面に波紋を呼ぶ内容になった<sup>1)</sup>。

平成13年12月19日の文部科学省が発表した「国立の教員養成大学・学部(教員養成課程)の平成13年3月卒業者の就職状況」は、一気に国立大学教員養成学部、教員養成大学の統廃合への流れを決定的なものとした。国立の教員養成課程を平成13年度に卒業した学生の14,406人のうち約37.8%の5,516人が教員就職(正規採用および臨時の採用)を果たしたが、過去最低となった平成12年度の12%, 1,803人を上回ったとはいえ、そのうち正規採用はわずか約13%, 1,906人にすぎなかったのである。さらに、平成13年度の公立学校の採用者総数は12,606人であるから、国立大学の教員養成課程新卒採用は15.1%しかいないことになる。なかでも鳥取大学は、小学校、中学校、高等学校のいずれの学校種にも、平成12,13年度の2年連続で、新卒者からの正規採用はゼロであった。既卒者の採用を考慮に入れるとても、教員養成学部の存在意義に照らして、もはや看過しえない事態となっていると言えよう。一方、平成13年度の「教員以外への就職率」を見ると、香川大学の43.6%を筆頭に、愛媛大学43.3%, 新潟大学40.6%が続き、22大学で30%を超えている<sup>2)</sup>。

一方で、少子化に伴う国立大学教員養成学部、教員養成大学の入学定員の計画的縮小は着実に進んでいる。昭和61年度の20,100人から、教員養成課程に限定すれば(新課程、いわゆるゼロ免課程を除く)，昭和62年度から平成9年度までに5,585人が、平成10年度から平成12年度までに4,745人が削減されて、平成12年度には9,770人となっている<sup>3)</sup>。にもかかわらず、上で述べたように教員就職者数・率ともにそれを上回る速さで低下している。もはや、国立の教員養成学部や教員養成大学は教員養成の機能を果たしていないと言われても仕方がないだろう。各県に一教員養成大学あるいは学部を設置した戦後の高等教育政策の見直しが事実上進行している。平成14年11月現在、統合を視野に協議中あるいは拠点校(教員養成「担当校大学」)をすでに決定し、秋田大学、岩手大学、山形大学、福島大学、鳥取大学、富山大学、群馬大学は、教員養成学部の廃止や改編を予定している<sup>4)</sup>。

## 2.教員の養成・採用・研修に関する「大学と地方教員委員会の連携」の提言

平成13年8月に文部科学省初等中等教育局教職員課は、「教員養成等における大学と教育委員会の連携の促進に向けて」(教員養成等における大学と教育委員会の連携の在り方に関する調査研究報告書)を発表した。この報告書では、「教員の実践的指導力の向上を図るうえで、両者(大学と教育委員会)の連携は不可欠」であるとし、その連携を通じて教員の養成・採用・研修の体系化を進め、魅力ある優れた教員を確保するとともに、双方の組織の活性化を図るものとしている。つまり、大学側には、①教員養成教育をより学校現場のニーズに応じたものにすること、②学生に対し教員という職業への意識と意欲を高めること、③大学の教育研究活動全般の活性化といったメリットが、教育委員会側には、①現職教員の専門性の向上、②学校現場での必要性に応ずる教員養成への参加、③学校における教育活動の充実・活性化といったメリットがあるとされている。

同報告書ではさらに、教員の養成に関しては、学校現場のニーズに即した大学カリキュラムの変更や再編成、初等中等学校教員経験者の大学教員への採用等も提案されている。教員の採用・研修に関しては、教員採用試験の在り方についての共同研究、大学での講義を現職研修に取り込むといったプログラム全般の企画、実施等を求めている<sup>5)</sup>。いずれも地域の実情を踏まえることが必要とされ、大学と各都道府県や市町村教育委員会とのきめ細やかな連携が前提とされているといってよい。

同報告書は、文部科学省教育行政局教職員課が、平成12年10月—平成13年12月に委嘱した8名(内大学教員6名、地方教育委員会関係者2名)の協力者により実施された「教員養成等における大学と教育委員会の連携の在り方に関する調査研究」の成果であるが<sup>6)</sup>、その一方、上述したように地方国立大学教員養成学部の統廃合の動きが活発化している。その結果、地方自治体にとって所謂「地元」の大学・学部が失われ、報告書でうたわれている大学と教育委員会との間の密接な関係の構築を難しいものにする可能性があることは否定できない。

この統廃合の流れと一見矛盾するような「大学と教育委員会の連携」政策が、なぜ同じ時期に打ち出されてきたのであろうか。その背景には、「独立行政法人化」という国立大学改革のもう一つの柱がある。国立大学の独法化は、大学に対し自主財源の確保と自律的運用とを事実上迫ることになり、授業料以外の外部資金の調達は独法化を控えた各国立大学において重要な課題となってきている。従来より産学連携を推し進めてきた理・工学部や医・歯・薬学部に比較し、教員養成学部や教育学部は、人文科学系や社会科学系の他学部同様に財源のほとんど全てを文部科学省に依存しており、民間からの寄付や研究費の獲得については意欲の点でも実績の点でも極めて乏しい状態にあった。

では、授業料以外にどういった収入の途が教員養成学部系には残されているのだろうか? 教育委員会との連携は、この問い合わせに対する一つの解答でもあろう。国公立大学であれ私立大学であれ、現在でも地方教育委員会および小中高校との交流・連携は見られ、活動に応じて学校や関係団体から謝金の類を受け取るケースは少なくない。しかし、その多くは相手からの要請に応じて大学教員が本務の合間に仕事を行い、それに対して講演料等の名目で報酬が支払われるといった形式にとどまる事例がほとんどであると言えよう。その金額が少額にとどまっていて大学の収入の柱となるほどのものではないのはもちろんである。双方の組織にとってメリットのある連携、すなわちR.W.クラークが検討

し、中留武昭が総括した「学校と大学との双方が各々にとって利益ある目標 (mutually beneficial purpose) の達成を目指して諸資源を開発し、これらを活用し、そして蓄積していくために、組織的な協同 (collaboration) を対等の立場において促進していく連携活動」としての「パートナーシップ」が確立してきたとは言い難いのが実情である<sup>7)</sup>。

連携報告書は、大学が教員養成・採用・研修に積極的に関与することを核に、人的資源、教育資源、研究資源を学外で活用することを勧告している。

これに関わって、教員養成課程をめぐっては単独で維持しようとする大学もあれば、「懇談会」の最終報告書に沿って統合を果たして教員養成担当大学を目指す大学もあり、教員養成を放棄しようとする大学もある。国立大学間で統合再編の捉え方に違いが見受けられるし、「遠山プラン」で提示されていましたように法人化の方向性にいくつかの選択肢が想定されている。大学にとって、教育委員会との多岐にわたる大型の事業連携は、各教育委員会に対し事業に関わる費用負担を期待できるだけに魅力的ではあるが、教育委員会の強力なイニシアティヴの下におかれた場合は、大学としての自律性が保持できるかという懸念が生まれる。もし、広域化したブロックに唯一残された教員養成課程を有する教育学部あるいは教員養成学部として、ブロック内にあるいくつもの教育委員会と連携することになれば、複数の地方公共団体の資金供与が期待でき、そのバランスを取りながら機関の独立性を維持できるかもしれない。いずれを選択するにせよ、これまでの地域との関係の程度あるいは教授陣の大学経営に対する意欲が方向を決定することになるだろう。山形県では、山形大学が教育学部の存続を断念したことに対し、県民の反対運動がおこって20万人の署名が集まり、群馬県では群馬大学教育学部が埼玉大学教育学部への統合に反対して10万人の署名と、知事が文部科学省に存続を申し入れる事態となって、その行方に注目が集まっている<sup>8)</sup>。

では次に、大学が教育委員会とどのようなパートナーシップを確立することで、教員養成学部の活性化が図られ、なおかつ独法化後を射程にいれた自主財源の充実が可能なのかという観点から同報告書のいくつかの事例を取り上げたい。

### 3. 教員の養成と研修に関わる連携事業より可能な大学側のメリット

報告書に紹介されているのは、すでに実施されている国立大学と教育委員会の次の10の連携事例である。千葉大学教育学部—千葉県教育委員会、東京学芸大学一小金井市・三鷹市教育委員会、静岡大学教育学部—静岡県教育委員会、岐阜大学教育学部—岐阜県教育委員会、滋賀大学教育学部—滋賀県教育委員会、京都教育大学—京都市教育委員会、岡山大学教育学部—岡山県教育委員会、鳴門教育大学—鳴門市・徳島県教育委員会、福岡教育大学—福岡県内各市教育委員会が取り上げられている。私立大学では玉川大学と稲城市教育委員会の連携事例がある。

#### (1) 教員の養成をめぐる連携事業

##### ①教育実習および学生ボランティア派遣

従来、「教育職員免許法」に定められた教育実習や「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係

る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」により介護等の体験を学校や教育委員会は引き受けている。これを核に、学生の学校現場を体験する機会として、玉川大学が実施している「水泳指導への学生ボランティアの派遣事業」、鳴門教育大学の「部活動支援ボランティア」、福岡県の「ヤングアドバイザー事業」、福岡市の「子ども発達支援センター」向けの学生ボランティア募集を例にあげながら、連携報告書では実習前後の「学校支援ボランティア」が提案されている。学生が学校行事に参加したりする参観実習あるいは体験学習、体育などの実技指導におけるTTや教育補助、部活動や適応指導室等への派遣を積極的に行うことが取り上げられている<sup>9)</sup>。

こういった教育実習を拡大した形での事業の効果として、大学生は継続的な指導を受けることができるうえに、学校現場の求める教員像を確認できる。それだけでなく、平成10年度以降、公立小学校および中学校教員の平均年齢が43歳、高等学校教員44歳と現職教員高齢化が進み、20歳代の教員比率が10%しかなく<sup>10)</sup>、正規採用者のほとんど望めないいびつな学校現場の年齢構成を補正し、学校教育に活気を取り戻す目的がある。

また、発達段階に応じた子ども達の心を理解できる教員の育成が学校現場から求められ、平成10年の教育職員免許法の改正で、教職専門科目においてカウンセリングや生徒指導などの教育相談領域の単位が増加したことに関連し、教育委員会の実施する学校不適応児童生徒のカウンセリング事業等への学生参加が期待されている。実際、小金井市の不登校児童生徒の通う適応指導教室である「もくせい教室」へ東京学芸大学が大学院生を派遣して学習補助体制を整えており、岡山大学でも岡山県教育委員会の県内に設置する複数の適応指導教室や「子ども24時間電話相談(子どもほっとライン)」事業にも学生ボランティアを派遣している。京都教育大学では、京都市教育委員会のカウンセラーの指導の下で学部学生は、不登校児童生徒の家庭訪問をして、絵画、工作、手芸、ゲーム、他の遊びを指導し、子ども達の社会との接点を広げるといった「ハートケア活動」を展開している。滋賀大学では、継続的なボランティアではないが、滋賀県教育委員会の「森のオアシスセミナー」に学生を派遣している<sup>11)</sup>。これは、県内の適応指導教室に通っている児童生徒が保護者、臨床心理士、心の教育相談センター所員との集団生活を過ごしながら学校復帰への活力を養うことを狙ったものである。

これらのボランティア活動は、教職や児童福祉関連の職業に就くことを目指しているいないにかかわらず、本来は一般市民としてごく自然なものだろう。これまでが教員、行政官、専門家などのセクショナリズムに阻まれて、情報も公開されず不自然に子どもや保護者が孤立させられていたとも言える。子ども達の問題行動に対処できず学級崩壊を長期化させたあげく、精神疾患で長期休暇をとる教員も増えている。学生のうちに免疫をつけさせることは将来に有益となるだろうし、現場としても負担を軽減できる。しかし、それだけではなく、大学にとって経済的メリットもある。大学の授業の一環として単位認定することで、大学側としては、学内授業数の削減、ひいては学内コストの低減が図れる。つまり、含み収入の増加が期待できる。岡山大学ではすでに単位認定が実施されている。積極的な外部収入の獲得ではないものの、支出の削減は明らかだし、消極的な外部収入費目として捉えられるだろう。

## ②現職教員や教育委員会関係者の大学教員への登用

国立の教員養成大学や教員養成学部では、多くの学校現場経験者を大学教官として雇用している。平成11年5月現在の統計では、教授26.8%，助教授19.2%，講師16.8%，助手15.6%で全体の22.8%を占めている。私立の玉川大学の場合、平成13年度には教授31.6%，助教授23.4%，講師25.0%で、常勤教員全体の28%となっている。さらに同大学の非常勤講師に占める学校現場経験者(現職、退職者含む)の比率は実に49.1%に達している<sup>12)</sup>。

この背景としては、学校現場経験者の採用によって、学校現場の要求する教員の資質や技能を直接に学生へ伝えることができることの他、学部運営上、教員採用試験に向けた実際的受験指導、各学校への教育実習学生の依頼がしやすくなること等、が期待されるからであろうが、非常勤を含めすでに多くの私立大学で見受けられる。

連携報告書は、「教職の意義等に関する科目」や「各教科の指導法」等について、教授内容の中に学校現場の実情や課題を積極的に反映させる必要性を述べ、そのために現職教員や指導主事の活用を提唱している。例えば滋賀大学附属教育総合センターでは、県教育委員会の指導主事が非常勤講師を務めている。京都教育大学では、教職課程の必修講座「教職の研究」(一年生対象)に数名の京都市教育委員会の主席指導主事や校長を講師として招聘し、学校現場の実態を踏まえた授業を依頼している。また、教育実習の事前・事後指導には、京都市立学校の校長等が教員としての基礎的心構えの指導を担当する他、実践に関わる講義を行っている。鳴門教育大学では、教員、指導主事や社会福祉施設等において児童等の指導にあたった経験のある者で5年以上の経験のある者の中から選考して、教育実習および講義、演習の一部を担当させている。千葉大学教育学部は、教員養成に関わって意見交換を行う千葉県教育委員会と連絡協議会をもつほか、附属教育実践総合センター運営協議会、実習運営協議会、附属学校教育研究会、千葉県教員採用試験の説明会等に教育委員会関係者を招き、大学の外部評価依頼も行っている。さらに、客員教授や非常勤講師として現職教員を雇用している<sup>13)</sup>。

現在のところ、非常勤講師の現職教員は大学から講義料を受けとっているわけだが、連携の進展とともに、教育委員会派遣教授、助教授、講師として、大学教授陣の正規構成員となり、教員養成に本格的に関与していくことが可能ではなかろうか。すなわち、大学にこれ以上の非常勤や常勤を雇用する財政的余裕はないが、研究室等の施設設備の提供が可能で、学校現場の様子をより学生にわからせる教育を展開したい、さらに現職教員と大学教員との情報交換が必要である場合、教育委員会とのリエゾン機能を果たす人物として、教育委員会に所属し給与を支払われながら、大学教員のポストを与える方法を検討できないだろうか。任期制であっても、教員個人にとっては一つのキャリアステップと考えられるだろうし、大学側は人件費を抑制できる。また、教育委員会は、大学との様々な連携の窓口を集約できる。現在、国立大学教育学部の附属教育実践センター等では、地域社会との連携を目的に客員教員の定員枠があり、予算措置が取られている。非常勤講師として雇用し講義数分の謝金が支払われ、研究経費や研究室等の設備を提供し、学内では客員教員の名称を与えている。

## (2) 教員の研修をめぐる連携事業

### ①校内研修他に対する大学の講師派遣の支援

鳴門教育大学は徳島市教育委員会と協力して、教官が対応できる課題と対象学校種教員一覧を公表し、所属教官を教育支援の講師として派遣する事業を無償で展開している。また、市内のいくつかの公立学校の教員に対して、大学教官を講師とする「コンピュータの教育利用」に関する研修会を各学校の実態を踏まえて実施している。これは、情報教委区の指導方法や教材の改善、教育実践の蓄積をもたらして、一つの共同研究プロジェクトにまで発展している。他大学でも見られる教員個人への依頼に対する謝礼をとらずに大学組織全体で学校教育への支援を引き受けている。その一方で、教育委員会は学部学生1—3年次の小学校訪問や各種校内研修への学生参加を認めている<sup>14)</sup>。この事例は、教育委員会側は学生の実習をはじめとする学校現場体験などを支援し、そのかわりに、大学側は現職教員の研修や教育活動の改善について大学側が全面的に教官の専門的知識・技能の供与を図るという、どちらかに偏った依存をするのではない互酬的な連携をとろうとしている点に特徴がある。

### ②現職教員研修プログラムの企画・実施

岐阜大学は、岐阜県教育委員会との連携事業として、平成13年度は「6年目研修」の教科2日間の内1日、「新任教務研修」の全4日間の内1日を、特に大学教官により大学で実施される研修講座として引き受け、のべ18日間にわたり総計28講座を開講していた。県教育委員会は、音楽、家庭、体育、理科などの教科については特に施設・設備面で利点があり、大学側が教官への謝金のみを受け取ったこともあります、それまで岐阜県総合教育センターを主会場とする研修の際には大学開催は分散していた借用施設の問題が解消できたとしている<sup>15)</sup>。

研修プログラムへの大学教員の派遣自体は、従来からしばしば見られ、珍しいことではない。しかし、部分的には大学教員を研修の講師とするばかりでなく施設・設備の貸し出しを含む支援は、教育委員会が研修自体を大学に「アウトソーシング」するという方向に向かうことを予測させるものである。免許法認定公開講座を開催してきた経験もあり、岐阜大学などはこのような事業の企画および実施は容易であるとしている。また、複数の教育委員会から研修事業の「アウトソーシング」の依頼があれば、事業収入の拡大が期待できるだろう。

### ③衛星通信システムを利用した遠隔授業の導入

上記の大学教員の派遣や大学キャンパスで実施される現職教員研修のほかに、連携報告書が具体的な連携方策として取り上げ、岐阜大学が教員養成学部としては初めて大学院教育に利用し、静岡大学が計画しているのは、「サテライト教室遠隔教育システム」の導入である。岐阜大学は平成7年度から免許法認定講座や生涯教育プログラムでTV会議システムを利用し、サテライト教室を設けた。静岡大学は、大学院での現職教員を対象とする授業をサテライト教室において開講の予定で、大学教員と附属学校教員との教育研究上の交流、相談等も同システムを使用して、双方向のリアルタイムでの連携を図るとしている<sup>16)</sup>。

衛星通信システムの設備さえ整えば、県内に限らず全国の現職教員にいわゆる研修サービスや相談サービスを提供できるわけで、プログラムの充実次第で「連携の量的な拡大」が期待される。教員が勤務する各学校と地理的距離がある場合、大学教員のスケジュール管理は煩雑になるし、日常業務に忙殺されている教員がおいそれと長期出張や休暇を使って利用するわけにもいかない。これから他大学も同様のプログラムを開始すれば、多くの大学間で受講生の獲得競争が展開するかもしれないが、現職教員のニーズに応える良質のプログラムさえ開発・提供できれば、これもまた大学の事業収入としては有力であろう。

## 引用文献

- 1) 文部科学省『今後の国立の教員養成系大学学部の在り方について』2001年11月,『大学(国立大学)の構造改革の方針』2001年6月。
- 2) 文部科学省『国立大学の教員養成大学・学部(教員養成課程)の平成13年3月卒業者の就職状況』2001年12月。
- 3) 中谷 虎 「教育養成大学・学部の改革・再編の動向」『大学進学研究』 VOL.XIX-3 No.104, 2000年。
- 4) 『YAHOO!JAPAN NEWS - 大学再編』サイト所取の報道記事による。  
[http://www.dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/universities\\_reform/](http://www.dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/universities_reform/)
- 5) 文部科学省『教員養成等における大学と教育委員会の連携の促進に向けて』(教員養成等における大学と教育委員会の連携の在り方に関する調査報告書) 2001年8月 2-17頁。以下,『連携報告書』と表記する。
- 6) 前掲書, 添付資料。
- 7) グッドラッド／シロトニック編, 中留武昭監訳『学校と大学のパートナーシップ理論と実践』玉川大学出版部, 1994, 65-100,307頁。
- Richard W.Clark, "Chap.2 School University Relationships: An Interpretive Review," in K.A.Sirotonik & John I.Goodlad ed. *School-University Partnership in Action:Concepts,Cases, and Concerns*, Teachers College,Columbia Univ. NY,1988,pp.32-65
- 8) 上毛新聞および山形新聞の10-11月の報道記事による。
- 9) 前掲『連携報告書』, 38,87,94,110頁。
- 10) 文部科学省『学校教員統計調査』 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/kyouiku/kyouin/hyou/tk0301.gif](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/kyouiku/kyouin/hyou/tk0301.gif)を参照。
- 11) 前掲『連携報告書』, 33,69,83,87頁。
- 12) 前掲書, 119頁。
- 13) 前掲書, 69,83,94,110,117 頁。
- 14) 前掲書, 95-99頁。
- 15) 前掲書, 64-66頁。
- 16) 前掲書, 50,67頁。

